

報道関係者各位

平成 25 年 3 月 5 日 (火)

【照会先】

職業能力開発局能力評価課技能検定班

(担当)篠寄、生長(いくなが)

(代表電話) 03(5253)1111 内線(5947)

(直通電話) 03(3595)3378

FP技能検定試験の試験問題を漏洩した「一般社団法人金融財政事情研究会」に対して是正勧告を行いました

平成 25 年 1 月 27 日実施の国家検定ファイナンシャル・プランニング技能検定試験(以下「FP技能検定試験」という。)の試験問題が事前に漏洩していたことに関し、2月 18 日に立入検査を実施しました。

その結果等を踏まえ、「一般社団法人金融財政事情研究会」(以下「研究会」という。)に対して本日付けで厚生労働大臣名の是正勧告を行いました。

【是正勧告事項】

- ① 試験問題等の秘密資料や試験問題ホームページ掲載に係る取扱い手順の明確化及びけん制体制の確保
- ② 職員への秘密資料の取扱いに係る教育の実施
- ③ 外部検証委員会による再発防止策の有効性の検証
- ④ ①から③までの是正を5月7日までに行い、厚生労働省に報告すること

なお、今般の事案を受けて、全ての技能検定実施機関において再発防止の徹底を図るため、本日(3月5日)付けで、秘密資料の取扱いに係る手順書の作成及び教育の実施について文書により指示しました。

(参考)

1 研究会の概要

名 称 一般社団法人金融財政事情研究会

所在地 東京都新宿区南元町 19 番地

代表者 理事長 倉田 勲

設 立 昭和 25 年 9 月 27 日

F P 技能検定試験の指定試験機関となった日 平成 14 年 6 月 11 日

2 これまでの経緯

- ・1月 27 日 当日実施のFP技能検定試験の試験問題が事前に漏洩していたことが判明
- ・1月 29 日 試験問題漏洩に関し、原因究明とその影響について、厚生労働大臣名による調査指示
- ・2月 12 日 1 月 27 日実施のFP技能検定試験は「有効である」と判断し、発表
- ・2月 18 日 「研究会」に対し、臨時の立入検査を実施

【別紙】

(一社)金融財政事情研究会に対する是正勧告書の内容

1 認定した事実

(1) 研究会による調査結果報告より認定した事項

ア ホームページ掲載作業に係る事実

- (ア) 試験問題をホームページに掲載する担当者(以下「掲載担当者」という。)が、試験日前である1月24日に当該試験問題の電子ファイル(以下「ファイル」という。)をホームページサーバーに格納したこと。
- (イ) 掲載担当者はCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)のタイマー機能により、タイマー設定日時以前にホームページサーバーに格納したファイルを外部から閲覧できないものと認識していたこと。
- (ウ) 掲載担当者は、現在の部署に異動の際に、ファイルのホームページサーバーへの格納を試験日の翌日に行うものと引き継がれた認識がなかったこと。
- (エ) 掲載担当者は、試験日前にファイルをホームページサーバーに格納することは、業務手順の変更にあらず、上司の了承を得る必要がないと判断したこと。
- (オ) ファイルは、試験問題制作担当者から試験日の1週間から5日前までに掲載担当者に渡されたものであること。

イ ホームページ上で試験問題を公開することに係る事実

- (ア) ホームページサーバーにファイルを格納した場合に、外部からのアクセスを制限する機能がなかったが、掲載担当者はCMSにより、アクセス制限がかかっているものと誤認していたこと。
- (イ) 試験問題が公開されるホームページのURLは、当該試験の実施日をURLの一部にする仕組みとなっており、外部の者がFP技能検定試験の試験問題が掲載されることとなるURLを推測することが可能であったこと。
- (ウ) 平成24年5月27日実施試験及び9月9日実施試験の試験日前にも推測により、試験問題又はその正答が掲載されることとなるURLへのアクセスが外部からあったこと。また、サーバー管理業務委託先から当該アクセスがあったことの報告を受けていないこと。

ウ 管理体制及び作業のけん制に係る事実

- (ア) 試験問題のホームページ公開については、掲載担当者の単独判断で掲載準備が行える状態にあり、この作業手順においてけん制が行われなかったこと。
- (イ) 掲載担当者的上司は、試験問題をホームページに掲載するまでの具体的な一連の手順を承知していなかったこと。

(2) 2月18日に行った検査に基づき認定した事実

ア ホームページ掲載作業に係る事実

- (ア) 掲載担当者の前任者が作成した引き継ぎ書には、「試験翌日・翌々日」の項目立ての中に「技能検定試験問題をホームページにアップロード」と記述されており、明示はされていないものの、試験日翌日にファイルを格納する作業を行うものとされていること。
- (イ) 試験問題制作担当者への聴取によると、掲載担当者にファイルを渡して以降の作業手順を承知していなかったこと。
- (ウ) 掲載担当者、その前任者等のホームページの掲載に携わる者は、ホームページサーバーに関し、教育を受けたことがなく、自学に任されていたこと。

イ 技能検定試験業務の手順に係る事実

- (ア) 試験問題をホームページに掲載する手順に限らず、他の業務についても統一した手順書が定められておらず、手順書に相当するものは専ら引き継ぎ書に限られ、その引き継ぎ書も作成した者により、内容にばらつきがあること。
- (イ) 業務の引き継ぎは、前任者と後任者間においてのみ行われ、上司の関与がなく、また、その引き継ぎ書も職場で共有化されていなかったこと。
- (ウ) 試験問題等の秘密資料の取扱いについて、平成24年2月1日に「技能検定試験業務に関する秘密保持規程」を定めているが、当該規程は、試験問題制作担当者や指定試験機関技能検定委員に対してその取扱いを定めたものであって、掲載担当者に対してその取扱いを定めていなかったこと。
- (エ) 秘密資料の取扱いについて、その意識の醸成を図り、慎重に取り扱うこととなるような教育が行われていないこと。

ウ 法人の組織に係る事実

- (ア) 技能検定試験業務に携わる管理者(以下「管理者」という。)は、業務手順書が定められていないことも相まって、部下が行う業務の具体的な作業手順を承知していなかったこと。
- (イ) いわゆるルーティン業務については、当該担当者の判断により、業務が遂行され、上司への報告や判断を求めることがないこと。
- (ウ) 管理者への聴取によれば、上司の決裁を受けながら仕事を進める意識に欠けるところが全社的にあること。

2 是正勧告に該当する理由

- (1) 管理者は、具体的な作業の手順を承知せず、また、上司の決裁を受けながら仕事を進める意識に欠ける組織体質であると認識しながら、統一的な手順書を定めることをせず、業務の節目でチェックを行おうとしなかった。
- (2) 平成23年10月7日付け能発1007第2号「技能検定試験問題漏洩に係る再発防止対策について」の記の1で「秘密資料の取扱いを適切に行うために必要な責任者及び担当者を指名していない場合には指名を行うとともに、試験問題や採点基準等の秘密資料の適切な取扱いについて定めた規程がない場合には規程を設けること」の指示を受けながら、掲載担当者等を秘密資料の取扱い担当者に指名せず、また、法人が定めた「技能検定試験業務に関する秘密保持規程」では試験問題をホームページに掲載することに係る適切な取扱いを規定していなかった。
- (3) 理事長は、自ら確認をしないまま業務手順書が定められていることや、職員が上司の決裁を受けながらしっかり仕事を進めていると認識していた。
- (4) (1)から(3)までの事実は、けん制機能が働かず、担当職員の独断で不適切な業務が行われる余地を生じるとともに、理事長にその認識がない故の統治機能の欠如が認められるものである。

また、これらを要因の一つとして、試験問題の漏洩が起き、受検者約12万3千人に少なからぬ不安等を与え、技能検定試験の社会的信頼を揺るがした責任は重く、規則第63条の10第1項第1号に定める「指定試験機関の運営が著しく不適當であると認められる」状態であるといわざるを得ない。

3 是正のため必要な措置

(1) 試験問題漏洩の再発防止策の実施

ア 試験問題のホームページ掲載に限らず、業務が担当者任せとなっており、上司を含め他のものが当該業務の内容や進捗状況を承知していない現状にあることから、試験問題等の秘密資料の取扱いを徹底するため、試験問題原案の作成からホームページ掲載に至るまでの一連の手順及びそれに携わる者を明確化した手順書を作成するなど秘密の保持を図るための手順書を作成すること。

なお、手順書の作成に当たっては、けん制体制を確保するため、上司の決裁や確認を受ける事項を定めたものとする。

イ 1の(1)のイの事実は、試験問題等の秘密資料の取扱いに留意し、事前にその事実を認識・確認していれば試験問題の漏洩を未然に防ぐことができたことを示すものである。

したがって、秘密資料の取扱いについて、その意識の醸成を図り、慎重に取り扱うこととなる教育の実施計画を策定し、計画的に実施すること。

なお、第1回目の教育は是正期日内に行うこと。

(2) 外部検証委員会の設置

上記(1)の試験問題漏洩の再発防止策について、外部有識者からなる検証委員会を設置し、その有効性について検証を行うこと。